

第四十八回国会 商工委員会 議 録 第三十号

昭和四十年四月二十三日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 浦野 幸男君

理事 小平 久雄君

理事 中川 俊忠君

理事 加賀田 進君

理事 小笠 公昭君

理事 黒金 泰美君

理事 田中 榮一君

理事 田中 六助君

理事 早稲田柳若三君

理事 桜井 茂尚君

理事 田中 武夫君

理事 麻生 良方君

出席國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

國務大臣 高橋 備君

出席政府委員

警視總監 浜中 英二君

警察庁長官 房長 房長

織理府事務官 鹿野 義夫君

経済企画庁総 中野 正一君

合開発局長 若狭 得治君

中小企業庁長官 若狭 得治君

運輸事務官 若狭 得治君

海運局長 若狭 得治君

委員外の出席者

大蔵事務官 小田村四郎君

主計官 小田村四郎君

文部事務官 今村 武俊君

初等中等教育 局財務課長

運輸事務官 町田 直君

航空局監理部 町田 直君

専門員 渡邊 一俊君

四月二十二日

琉球パイナップルかん詰めの保護育成に関する請願(池田清志君紹介)(第二八八二号)

小規模事業の育成強化に関する請願(星島二郎君紹介)(第三〇八六号)

中小企業団体の育成強化に関する請願(星島二郎君紹介)(第三〇八七号)

東西貿易の拡大に関する請願(田中彰治君紹介)(第三一〇一号)

天然ガスの開発促進に関する請願(田中彰治君紹介)(第三一〇二号)

只見川水系水資源の効率的利用に関する請願(田中彰治君紹介)(第三一〇三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小規模企業共済法案(内閣提出第七六号)

経済総合計画に関する件(離島振興に関する問題)

○内田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の小規模企業共済法案を議題とし、審査を進めます。

おはかりいたします。

本案についての質疑は、これを終局するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案の質疑は終局いたしました。

○内田委員長 次に、自由民主党、日本社会党及

び民主社会党を代表して、浦野幸男君外十一名より本案に対する修正案が提出されております。

小規模企業共済法案に対する修正案

小規模企業共済法案の一部を次のように修正する。

第二条第一項第三号中「掲げるもの」を「掲げる業種」に改め、同項に次の一号を加える。

五 特別の法律によって設立された中小企業団体(企業組合及び主として第一号若しくは第二号に掲げる個人又は第三号若しくは前号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするものに限る。)であつて、政令で定めるもの役員

第二条第三項中「会社」の下に「又は中小企業団体(以下「会社等」という。)を加える。

第三条第二項及び第三項、第五条第一項並びに第九条第一項第一号及び第二号中「会社」を「会社等」に改める。

第四十二条第一項第二号中「会社」の下に「又は企業組合」を加え、「直接又は間接」を「直接若しくは間接」に改める。

○内田委員長 まず、提案者より趣旨の説明を聴取いたします。大村邦夫君。

○大村委員 それでは修正案の提案趣旨の説明を申し上げます。

ただいま提案いたしました小規模企業共済法案に対する修正案につきましては、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党を代表し、私よりその提案趣旨を説明申し上げます。

修正案につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

御承知のように、本法案の小規模企業者は、常時使用する従業員の数が鉱工業等においては二十人、商業またはサービス業においては五人以下の個人事業主及び会社の役員となつてゐるのであります。この小規模企業者の定めは中小企業基本法にのつとつてゐるのであるが、業種の従業員数を主としており、また個人企業者であるか会社の役員であるかの区別によつてゐるのであります。

しかるに、現在わが国の小規模企業といわれるものの中には、経済事業を行う者と経済事業を営む者とがあり、また経済事業を行なう者はその経営形態が組合組織等によるものであります。このような経営形態が制度上認められてゐるにもかかわらず、小規模企業共済制度加入対象外になつてゐるのであります。このようなことは、小規模企業振興対策の一環としての本制度の趣旨に沿つないことにもなりますので、この際、これらを小規模企業者に加え、小規模企業対策に遺憾のないようにするにとともに、本制度の拡充をはかるものであります。

内容の要点について申し上げますと、小規模企業者の定義の範囲を広げ、中小企業団体であつて政令で定めるものの役員を加えたことであり、またこの修正に伴ひまして条文の整理を行つたのであります。

以上が修正の要旨及び内容であります。現下の経済情勢にかんがみ、本共済制度の一その拡充を念願して本修正案を提案いたしましたことを申し添え、委員各位の賛成をお願いし、趣旨説明を終わります。(拍手)

○内田委員長 以上で説明は終わりました。

○内田委員長 次に、討論の通告がございませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決され、本案は修正議決いたしました。

○内田委員長 次に、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して浦野幸男君外十二名より、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

よって、まず提案者より趣旨の説明を聴取いたします。海部俊樹君。

○海部委員 たいま提案いたしました小規模企業共済法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表し、私よりその提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。  
小規模企業共済法案附帯決議(案)  
政府はすみやかに小規模企業共済制度の拡充強化を図るとともに、左記事項について所要の措置を講ずるよう努むべきである。

一、共済金の増額、事業団の事務に要する費用の確保等のため、必要な助成を講ずること。  
二、税制上の優遇措置につきその改善を図ること。

以上であります。

案文の内容の詳細につきましては、法案審議の過程において論議のあったところでありますが、

なお補足的に事項別に申し上げます。

第一は、共済金の増額、事業団の事務に要する費用の確保等のため、必要な助成を講ずることであり、

本法案により共済金の給付額は、十二月末満の場合がかけ捨て、十二月以上は給付されるのでありますが、掛け金の合計額に計算されるのは三十六月以降でありまして、その場合も、転廃業の場合七分二厘五毛、退職の場合六分の利息計算と相なっておりますが、このような給付額でありますと、転業資金、老後の生活安定のための資金としてあまりにも少額であって、いわゆる共済制度としてのメリットがきわめて僅少であると申さねばなりません。したがって、ここに少なくとも中小企業退職金共済法に対する補助率を下回らない程度の国の補助金を計上すべきであると思っております。

また、事業団に対する出資については、現在の四千万円を大幅に増額し、事業団の運営に支障ないようにすべきであります。

なお、事業団に要する管理費等については、国が補助金として交付していくよう明確な規定を設けるべきであります。

第二は、税制上の優遇措置につき、その改善をはかることとあります。

税制上の優遇措置については、特に掛け金に対しては保険料控除の規定を適用しているのではありませんが、掛け金をする小規模企業者は一般に低所得者である上に事業主であり、また、勤労者でもある、勤労性事業者というのが小規模企業者の実態にかんがみ、事業主みずからの所得から支出する掛け金については所得税法上の所得控除の対象となつてはおりますが、さらに優遇する措置を講ずべきであると思っております。

また共済金を取得した場合についても、所得税法上退職所得より有利なことになるように措置することとあります。

以上、簡単であります、委員各位の御賛同をお願いし、提案趣旨の説明を終わります。

○内田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。ただいまの附帯決議に関する動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。櫻内通商産業大臣。

○櫻内国務大臣 たいま当委員会に議決せられた附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしましたして、すみやかに実現すべく善処することを申し上げたいと思っております。

○内田委員長 おはかりいたします。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 次に、経済総合計画に関する件について調査を進めます。

離島振興に関する問題について質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 離島振興に関係いたしましたいろいろお尋ねをしたいと思います、経済企画庁長官が来ていないので、どうも質問の順序がちやうどはくるような形になってくるわけですが、いま警察庁からお見えでございしますが、文部省からもお見えしておりますか。大蔵省は……。いま来ておられる人をちやうど知らしていただきます。

それでは浜中警察庁官房長に。離島は、御承知のとおり非常に物価は高い。それに住宅にいたしても、警察官が異動なんかありますと、官舎が公舎がありますれば非常にいいわけなんですけれども、すべての警察官に對してそういう官舎の設備というものが無い。そういうこととていろいろ不便をかこつておると私は思うわけでございます。そうした点に對してどのような配慮をしておられるのかという内容に對して、おわかりでございませうからお聞かせ願いたいと思っております。

○浜中政府委員 たいま御質問にございましたように、離島は特殊な地域でございまして、警察的に見ますと、犯罪の発生等、いわゆる警察対象の事案が少ない。そういう点で、ともすれば、ふだんの関心が本土の、特に都心部に向けられざるを得ないような実情でございします。しかしながら、離島におきまして、あらゆる面での不利不便もございしますし、それだけに離島勤務の職員待遇につきましては、あたたかい目をもって見まして、その士気の高揚に努めなければならぬと考えておるわけでございしますが、警察といたしましては、そのような角度から、給与面におきましては法令等で認められた措置以外に特別な考慮が現在あまりなされておられません。御承知のように國の場合には給与法の十三条の二によりまして、隔遠地手当の支給の対象となつております場合は八%ないし二五%の手当を受けることになっておりますが、各府県もその例にならつて隔遠地手当を支給している現状でございします。ただ、若干の県におきましては、離島勤務者については昇給期間の短縮をはかつていきたい、それによつて特別昇給を実施しているところがございます。たとえは鹿児島県のようなところでございします。また、現在そういうような措置を進めたいというところで、知事部局と折衝しておるような県も二、三ございします。あるいはまた警視庁内の若干の島では、都区内と同じような暫定手当を支給しておるところもございします。そのほか特に離島職員の多い長

崎県のようなところにおきましては、超過勤務手当につきまして一般よりも有利に配付している、こういうような措置をいたしておるわけでございます。

御指摘の住宅の問題につきましては、各警察とも特に配慮をいたしております。官公舎の居住率も他の勤務地よりも若干よくなっておりますが、決してこれと十分とは考えられないのでございまして、住宅の対策は警察の目下の一番大きな政策といたしまして、待期宿舎の大量の建設等を強力に推進してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 いまお答えがありました長崎県の場合でございますが、御承知のとおり県の面積の四五％は離島であります。まずこの警察官にいたしまして、教職員等にいたしまして、異動があると第一に頭にくるのは、住宅があるかどうか、非常に離島は物価が高い、生活は苦しくなるんだという、そうした不安にかられて、人事異動なんかがありますと非常にショックを受けるといふようなことが実は現状なのであります。ところが、人事異動はするけれども、住宅なんというものは十分手当がなされておるかということになってまいりますと、そうはいかない。そこで、家族全部一緒に赴任をするというのではなくて、本人だけがまず先に赴任をしていくといったようなことが繰り返されておると思うわけですが、そういう点に対する配慮というものはなされていらないのはありませんか、どうなんでしょうか。

○浜中政府委員 御指摘のように住宅の問題につきましては、いろいろと努力はいたしておりますが、確かにまだまだ充足率が足りないわけでございます。特に警察官は異動がひんばんでございますので、そういうような特殊な事情もありません。これではとても土気の高揚に役立たないというので、先ほど来申し上げましたような線で努力をいたしておるわけでございます。

御指摘の長崎県では、独身者と派出所、駐在所を除きまして、県下平均の住宅の充足率は三一・

八％でございますが、離島はそれより若干上回った三五・四％というような実情になっておるわけでございます。ところで、赴任の場合にどうしても家族を残していかなければならぬというふうな事情もありません、あるいは子供の教育上、島に連れていくことができないというふうなこともございますので、住宅の建設と並行いたしまして、長崎県では育英寮というものを建設いたしました。そのような人たちにできるだけ役立つように、離島勤務の職員の子弟を重点に預かるというふうな対策を講じておる次第でございます。

○中村(重)委員 ただいま私が警察庁にお尋ねをいたしました件に対しましては、文部省の場合に、ただいま私がお尋ねいたしましたような内容に対してお答えを願いたいと思っております。——それは、まだ文部省からお見えでないようでありまして、また浜中さんにお尋ねをいたしますが、義務教育の教職員に対しましては、離島手当という形で特別昇給の制度が今度行なわれるようになったわけですが、ところが、これは義務教育の関係だけでありまして、あとで文部省がお見えになりましたらお尋ねしたいと思っておりますが、同じ離島に勤務をいたします高等学校の先生には行なわれていない。警察でもそのとおりだと思っておりますが、そういう点に対してはどうなっておりますか。

○浜中政府委員 実は率直に申し上げまして、それだけの県におきまして、特別昇給という問題にいたしては知事部局に對していろいろとお願いをいたしておるわけでありまして、ところが、知事部局にいたしては、県の職員とかあるいは教職員等とのバランスの問題もございまして、警察だけの特殊性のみを強く主張しにくいような事情もありません。この点は、私もといたしましては歩調をそろえて検討すべき問題だと考えておる次第でございます。知事部局のほうといたしましては、そういうような特別昇給とか離島手当というものににつきましては、やはり特別な財源を要する

問題でございますので、一にかかってその財源の解決いかんにあるというのが実情と聞いておるわけでございます。ただいま、教職員のほうにつきましてそのような特別な措置がとられておるといふことでございまして、私どものほうといたしましては、当然それにならなくて同じような手当をつけていただくようにぜひお願いをいたしたいと考えておりますので、さつきさういうような実情をよく検討いたしまして、強力で知事部局に折衝をさせていただきますと考えております。

○中村(重)委員 小田村主計官お見えですか。いま私が質問しました点はお聞きになっておられたと思いますが、いまも申し上げましたように、義務教育関係の教職員に對しましては、三年間勤務いたしますと一号俸加給するという決議がなされておる。ところが、せつかくさういう決議がなされたのに、都道府県では必ずしもその決議の趣旨を尊重していない。都道府県が自主的にやるのだということ、せつかくの決議を全然無視しているという、でたらめなところがあるのです。長崎県を私は調べてみたのですが、長崎県もそうなんです。私がいまさら申し上げるまでもなく、離島、僻地というのは、非常な不自由な生活を要求されているわけですね。その上に物価が高い、文化程度がおくれている、こういうことなんです。赴任旅費なんかにはいたしては、実費にも足りないという実際の姿なんです。長崎県なんかで見ますと、離島でも老岐、対馬というところがある。ここは佐賀県を通じて福岡県に行き、福岡県から今度は自分の赴任地の老岐、対馬に行かなければならぬ。そういうことだから、家財道具なんかも相当堅固に荷づくりにしているつもりなんですけれども、これをしてしまふといったようなことが往々にしてあるわけですね。そういう非常な不自由な状態の中にあるのに対して、いままで隔辺地手当にいたしては、僻地手当にいたしては、実には低い。そういうことで不利な状態におかれています。だからして、これではいけないというので、三年間勤務をすれば一号俸上げる。それも

離島にいるときだけでなく、離島から引き揚げてまた本土に帰りましたも、そのまま一号俸というものは既得権的にずっと支給を受ける、こういうことになっておるわけですね。いい制度が確立されたと思うのでありますが、これは当然さうでなければならぬ。にもかかわらず都道府県がこれを実行しないということはけしからぬことだと思ふ。当然国におきましてもすみやかにこれを実施するよう行政指導がなされるべきである。また、そういう場合におきましては基準財政支出額としてこれを認めていくといったような、都道府県の財政状態というものを十分勘案してめんどろを見ているという態度がなければならぬと思ふのであります。ところが、先ほど私が浜中さんに申し上げましたように、その制度も義務教育関係の職員だけで、高等学校の先生に對しましては、同じ離島で、同じ条件の中に生活をするのに、これに對しましてはさういふ制度が実はまだできていない。警察官に對してもさうなんです。いまさら私が申し上げるまでもなく、警察官というものは給与も一般的に見ると非常によくない。勤務状態はどうかという、いま超過勤務手当は若干ぬんどうをみているとおっしゃいましたが、現実にはさうじゃない。全く二十四時間勤務だと申し上げて私はいいと思うのでありますが、さういふような非常に悪い条件の中にある人たちに對しましては、さうした昇給の制度というものがすみやかに実施されなければならぬと私は思うのであります。さういふ点に對してはどのようにお考えになっておられるのか、まず伺いたいと思ふ。

○小田村(重)委員 私は文教関係を担当しておりますので、地方財政全般につきましては、ちよっと御答弁いたしかねるところでございますが、義務教育の教職員につきましては、いま先生の御指摘になられましたように、さういふ通達を文部省から流しまして、僻地に勤務した者が三年以上つとめた者に対しては特別昇給の制度をできるだけ活用していただくというところを行政指導をいたしておるわけでございます。それにつきましての財源

措置といたしましては、本年度、特に予算上認め  
ておるわけではございません。しかしながら、義  
務教育の国庫負担金は、これは実績に基づいて実  
額を支給することになっておりますので、精算に  
よりまして、通常の特別昇給のワタの中でそうい  
う措置を各都道府県がおとりになりました場合に  
は、その二分の一を国庫負担することによって精  
算結果として相なるわけでありませぬ。そのことは  
大蔵省としてまいへんけつこうなことであると  
いうふうに考えております。

この義務教育以外の各地方公務員に對しまして  
どういう考え方であるかというものは、ちよつと私  
の所管を離れるわけでございますけれども、一般  
的に各地方公務員につきまして、交付税上、現在  
そういう措置はとられていないと思ひます。また  
そういうことが考えられておらないので、一般の  
昇給原資の中で、特別昇給を各地方団体がその予  
算あるいは責任におきまして見ていただく、積極  
的にやっていたらどうかというより、ちよつと方  
法がないのではないかと考へる考へるわけ  
でございます。ただ義務教育でないところの、た  
えば高等学校というところになりますと、  
同じ離島でございますけれども、僻地から離れたと  
ころが多いんじゃないかというふうな考へられま  
す。で、そういう僻地の子弟が家を離れて高等学  
校へ就学するというような場合の宿舎につきまし  
ては、この予算補助といたしまして本年度も予算  
に計上しておるわけでございます。そういう僻  
地の方々の進学の援助ということにつきましては  
今後大いに努力してまいりたいというふうな考  
えております。

○中村(重)委員 義務教育関係その他の一般地方  
公務員に對しては、いまあなたが言ったような形  
で地方自治体が特別の手当てをしてくれればい  
いのですが、しないのです。せつかくそういう決議  
がなされ、文部省から通牒が出されておるにもか  
かわらずこれをやらないのです。だからして、そ  
ういふ通牒が出されてないなら、そういう行政指導  
が行なわれていないなら、いまあなたがお答えに

なつたような手当てをするはずはございません。  
だからして、この通牒を出しておるということに  
對しましては、強力でそれが実施されるように指  
導してもらわなければならぬと思つております。同  
時に、地方自治体の財政状態も十分おわかりで  
ございましょうから、そういうことに對しましては  
それなりの措置をしていくことだけでなけれ  
ば、ただ通牒を出したということだけでは私は適  
当ではないと思ひます。やはり非常に薄給で生活  
に苦しんでおる人たちは、こういう通牒が出た  
というので喜んでおるわけでは、そういう非常な不  
自由な離島あるいは僻地における深刻な、と申し  
上げたほうが私は適當と思つておるのですが、そうい  
う状態に追い込まれておる。ところが、現実には  
せつかくの通牒も何にもならない。こういうこと  
になつてまいりますと非常に失望というか、むし  
ろ不信感が起つてくる。そのことがやはり職務  
上にも支障が起つてくるというふうに考へられる  
わけですから、そういう点については十分の処置  
を要請しておきたいと思ひます。

それから、いま高等学校は義務教育の小学校と  
比較すると何か条件が違うようなお答えがござ  
いりましたが、なるほど小学校、中学校と同じ教  
員でございます。ですから小学校、中学校と同じ教  
員にすべて高等学校はない、ないけれども、それ  
は条件が違うのかというところではございませ  
ん。私は全国の各離島の状況はつまびらかでは  
ございませぬけれども、長崎県のこととはよくわか  
つております。対馬の一例をとりますと、敵原  
というところにも高等学校はある。ところが上対  
馬なんという対馬の最端のほうにもあるわけ  
です。全然小中学校と変わりませぬ。これは警察の  
場合だつて同じなんです。条件は同じですから、  
義務教育関係の小中学校に對しましてそういう措  
置をおとりになる以上は、やはり高等学校にも同  
様におとりにならないければ不公平になる。です  
から、すみやかにそういうことが行なわれるよう  
にあなたのほうでも、きょうはあなたは担当は違  
うのかもしれないけれども、そういう点に對し

ましては十分話し合ひをしてこれが実施されるよ  
うにやつていただきたい。また文教委員会等にお  
きましてはこれらの問題を取り上げて指摘をし、  
要求することになつておるわけでありませぬ。  
それから浜中さん、先ほど、そういう制度が今  
度できたのであるならば警察官に對してもそうい  
う方向へいくように進めなければならぬ、こうい  
うことでもございまして、いま小田村さんから  
お答えがございましたように、また私が申し上げま  
したように、せつかくそういう決議がなされて通  
達が出ておるにもかかわらず実施されてないとい  
う状況でございますから、これは簡単にいかな  
いのですよ。あなたのほうではよほど積極的な要  
求をされなければだめだと思つておるわけですが、  
そういう点に對してのこれからの取り組みに對す  
るお考え方をひとつ聞かしていただきたい。

○浜中政府委員 たいへん御理解のある御鞭撻を  
いただきまして、まことにありがたく存じており  
ます。  
警察官の職務は、先ほど超過勤務で申し上げま  
したが、実際の超過勤務と現実に支払つておりま  
す超過勤務の額の差だけを見てもたいへん大  
きいのでございまして、そういうふうな点から  
も、離島の職員の特別昇給ということにつきまし  
ては、警察の職務の複雑性、困難性を強調いたし  
まして、ぜひとも実現できますように、それぞれ  
の關係部局に強くお願いをいたしたいと思つてお  
ります。ただ、御承知のように第一線の警察官は  
知事の所轄下にありますので、人件費もすべて地方  
交付となつておるわけでありまして、現在、地方  
財政で給与の問題が非常に大きな問題になつて  
おりますので、そういうふうな実態を考へますと  
おりますけれども、私どもの姿勢といたしまして  
は、ただいまお答え申し上げましたような考へ方  
で努力を重ねてまいりたいと思つております。

○中村(重)委員 そうした地方自治体の財政状態  
を配慮されることはわかりませぬけれども、働く人  
たちに生活の安定を十分はかつてやらなければ、

警察官として治安維持の職務を遂行することがで  
きぬじゃありませんか。そういう地方自治体の財  
政というものは、当然それなりに確立してもらわ  
なければならぬ。だから警察官に對してはそれな  
りに生活の安定をはかつてもらいたい、こういう  
決意で取り組んでもらわなければどうにもならぬ  
と思ひます。こんな不自由な離島に、人事異動だ  
というのでそのまま命令をして、それがどうい  
う不自由な状態に追い込まれてもこれはやむを得  
ないのだということではどうにもならぬと思ひま  
すから、そういう点に對してはこれから十分積極  
的な取り組みをしていただきたいと思ひます。

それから今村さんお見えでございますね。――  
高等学校の先生の問題に對しては、先ほど私  
が申し上げたのを聞きなつておられたと思つ  
たので重ねて申し上げる必要もないと思ひますが、  
義務教育関係の教職員に對しては、三年間勤務す  
ると一俸特別昇給する道が今度できたわけであ  
る。ところが都道府県によつては、せつかくのそ  
ういふ制度を活用しないというのでたらぬことが  
実は行なわれておるわけなんです。そうして高等学  
校に對してはそういう扱ひがまだできてないの  
です。条件は同じですからこれは不合理だと思ひ  
ます。これに對してはどうお考えになりますか。

○今村説明員 義務教育の学校の先生方につ  
いて特別昇給の制度をあらためてつくつたという意  
味ではないのでございませぬ。現行制度のもとにお  
きまして、全体の二割は特別昇給をすることがで  
きるわけですが、教育界ではいろいろな事情がござ  
いまして、なかなかそれが実現できなかつた。私  
どもの見地から見ますと、僻地で自然的、経済  
的、文化的条件の悪いところで一生懸命教育に  
専らしておられる方々に、現在の制度のワタ内の運  
用によつて特別昇給が実現できればけつこうなこ  
とだと思ひまして、予算折衝のときに大蔵省とお  
話し合ひをいたしまして、十分の間の範囲内で僻  
地の学校の先生については特に留意していただき  
たいという意味の指導通達を出したわけござい  
まして、新たに制度をつくつたと言われると少し

警察官として治安維持の職務を遂行することがで  
きぬじゃありませんか。そういう地方自治体の財  
政というものは、当然それなりに確立してもらわ  
なければならぬ。だから警察官に對してはそれな  
りに生活の安定をはかつてもらいたい、こういう  
決意で取り組んでもらわなければどうにもならぬ  
と思ひます。こんな不自由な離島に、人事異動だ  
というのでそのまま命令をして、それがどうい  
う不自由な状態に追い込まれてもこれはやむを得  
ないのだということではどうにもならぬと思ひま  
すから、そういう点に對してはこれから十分積極  
的な取り組みをしていただきたいと思ひます。

それから今村さんお見えでございますね。――  
高等学校の先生の問題に對しては、先ほど私  
が申し上げたのを聞きなつておられたと思つ  
たので重ねて申し上げる必要もないと思ひますが、  
義務教育関係の教職員に對しては、三年間勤務す  
ると一俸特別昇給する道が今度できたわけであ  
る。ところが都道府県によつては、せつかくのそ  
ういふ制度を活用しないというのでたらぬことが  
実は行なわれておるわけなんです。そうして高等学  
校に對してはそういう扱ひがまだできてないの  
です。条件は同じですからこれは不合理だと思ひ  
ます。これに對してはどうお考えになりますか。

違わんじやないかと思ひます。さようなわけで、高等学校の先生方につきましても特にその運用がでないわけではないのでございます。ただ私も、義務教育費国庫負担金の関係で、特に義務教育の關係について地方公共団体の側に注意を喚起したという程度の通達でございまして、これが非常に大きく伝えられて恐縮しております。ところで、県教育委員会の運営するところでも、義務教育のほうで実現の運びになれば、均衡措置していただけるのではないかと、かように考へております。

○中村(重)委員 どうもあなたの答弁を伺うと、私もご理解しているところと違ふんでは。三年間勤務すると一号俸昇給する措置、これは離島におるときだけではない、離島から本土のほうに勤務がえになりましても、それはそのまま支給を受ける。こういう制度を今度つくりまして通達をお出しになつたんじやありませんか。そこで高等学校のほうでは、同じ条件なんだから、義務教育の教職員に対してそういう扱いをする以上は、当然高等学校の教職員に対してもやるべきではないか、こういう要求が出ておる。私はこれは当然なことだと思ふ。ところが、いまあなたのお話ではそこまでいっていない、非常に大きく伝えられているという事です。先ほど小田村さんから答えてくれたわけですが、あなたのお答えよりもっと積極的で、私が申し上げたこととあまり変わらないのに、文部省が、そういうような制度もそうではないのだ、なるほど四十年度は予算ではそういうことは計上されていなかった、運用でひとつやってみようというところであらうと思ふのですが、それはわかるのです。ところが、そういう制度が確立をされて、それに基づいて通達が行っているというところは間違いない。それを実施しているところもあると思ひますが、実施していない都道府県もある。要求をすれば、いろいろと言つておるんですよ。予算上どうも困るのでしばらく待てといつたようなことを言つておる。

ですけれどもあなたのほうが少し違ふじやありませんか。どうですか。

○今村説明員 担当の課長でございますので、違ふないと思つておるわけでございますけれども、現行制度の運用上考慮されたいということもございまして、文部省は指導助言の機能しか持つておりません。したがって、地方公共団体に支給することはできないわけですが、私どものほうでは、そういうぐあいに特別昇給をおやりになつた場合には金がかさむでしょうが、そのかさんだ金は後年度の義務教育費国庫負担金において精算して必ずあとで見ますという關係において關係があるわけでございます。その際、こういう方法でおやりになつた場合は、一つの指導上の助言をしたのが先生のおっしゃつた内容になつておるわけでございます。

○小田村説明員 ちょっと補足させていただきます。ただいま今村財務課長から申し上げました点は、そのとおりでございまして、私は別にこれと食い違つたお話をしたわけではございません。ただ、その特別昇給の制度が従来活用されなかつた点につきまして、それが義務教育の国庫負担金の対象になるかどうかという点が必ずしも明確でなかつたので、その点を今度文部省と話をいたしまして、文部省のほうから通達を出しましてその点を明確にして、なるべくそういう線で特別昇給を活用するようにお答えした次第であります。

○中村(重)委員 そういうことはわかりました。しかしいままで活用されていなかった。ところがそれを活用しろ、そうしたならば何とかめんどうを見ようじやないか、そういう通達をお出しになつたという事は、やはり給与も非常に低い、条件も悪い離島に行つた当該教職員にしてみると、非常に喜んでおるのですよ。期待しているのですよ。それが依然として実施されないということになつてくると、非常な失望というものがあつて、不信感というものが高まつてくる。混乱が起つてきます。ですから、そういう通達をお出しになつたならば、それがほんとうに実施

されるように行政指導をあわせておやりになる必要があると思ひます。そういうふうな腹であなたの方のほうも通達をお出しになつたわけでしょうから、やるやらぬは地方自治体のほうでやることだから、やつたならばめんどうを見ようじやないかという消極的なことじやなくて、非常に条件の悪い離島に行つておる人たち、教職員、警察官、その他の公務員も同じでありますけれども、何とかしてやらなければならぬ、そういうかまえてやるようにしなければいかぬと思ひます。いまのお答えのような消極的なことではどうかと思ひます。小田村さんのほうも、違つたことを言つたわけじやないと言つたわけですが、あなたよりも積極的な御答弁でした。私だけ聞いたんじやなくて、みんなお聞きになつたのです。当の文部省がそういう消極的な態度ではどうにもならないと思ひます。どうですか、担当課長だったら、あなたももっと積極的なことじやないかと思ひます。

○今村説明員 いろいろな都合がございまして、僻地というのに対する教育界の觀念が、従来は、僻地への左遷人事などといわれるように非常に違つた觀念があつたわけでございます。それで、県の教育委員会によりましては、文部省のほうで僻地教育振興のためにそういう通達を出しても、直ちに受け入れられないという実感のある教育委員会があるわけでございます。そういうところは漸次人事異動を行ないながら特別昇給の運びになつていくと思ひます。したがって、私のほうでも、これは指導助言であつて決して強制するものではないと思ひます。僻地教育振興のために、その他の諸般の施策と相まって、じわじわと必ず特別昇給をやつていただくように努力はいたします。さようなつもりで、主管課長會議でも意向を述べてございまして、こしはばらくのうちに全部実現するように最大の努力をいたしたい、かように考へております。

○中村(重)委員 教職員に対するそうした待遇を少しでもよくするということは、離島教育の充実に通ずることでありまして、この点に対しては十分積極的な取り組み方をさせていただきたいという事を要望いたしておきます。時間の關係がありますが、小田村さんは教育關係だけの担当でいらつしやいますか。

○小田村説明員 さようでございます。○中村(重)委員 離島全体のことはおわかりになりませんか。○小田村説明員 離島全体は地方財政の主計官、平井主計官が担当でございます。○中村(重)委員 離島航路の問題は、経済企画庁長官がもうしばらくするとお見えでございますので、その際に質問したいと思ひます。その前に、町田さんに、長崎県の壱岐、対馬の空港の問題でお尋ねしたいと思ひます。御承知でございますが、大村と対馬を結ぶ空のローカル線が開設されたわけでございますけれども、対馬の場合は、五月二十二日から八月七日まで二十往復をやつておるのです。ところがこれが水上機です。世界にもあまり例がない。日本ではもちろん最近水上機を旅客機として飛ばしておるところはないと思ふのですが、これが初めから故障が起つて、機体が墜落するといふようなことになつてしまつて、もちろん採算の面もあつたと思ふのですが、それきりストップしておる、こういう状態ですね。島民としますと非常な期待があつたのです。物心両面の大きな犠牲を払つて協力してきた。ところがだめだと言われて非常な失望。失望を通り越して憤激といふところまで発展しているのですが、これに対しては全額国庫補助でおやりになつたわけでございますから、あなたの方としても十分な検討をなさつたんだと思ひますが、この経過について、また、時間の節約をするためにあわせてお答へを願ひたいのですが、これからの対策をどうしようとお考へになつておられるのか、まずその点に対してお聞かせ願ひたいと思ひます。

○町田説明員 ただいま先生からお話しござい

したように、大村一対馬線につきましては、御承知のように対馬空港が昨年水上飛行場として完成いたしました。同時に長崎航空から、グラマングースという水上機をしまして不定期航空運送事業の申請がございました。私ももといたしましても、この路線の採算性、それから安全性というものを十分検討いたしました。なお御承知のとおり、長崎航空という航空会社は長崎県が半数以上の資本を持っておりまして、いわば県の県策会社というような性格もございまして、県のほうでも、この路線につきましては十分に検討し、かつ今後とも援助いたしていきたいというお話もございまして、不定期航空運送事業として免許した次第でございます。もちろん免許いたします際には十分にいろいろな検査をいたしまして、このグラマングースという飛行機につきましても検査をいたしました結果、安全上支障がないということでも許可をいたした次第でございます。ところがお話のように、実施してしばらくして故障ができました。十数回連続いたしました、なかなか十分な運航ができなかったものから、すぐそのまま修理に入りました。修理が一べん終わりましたが、まだこの機材が十分に運航できないということも、結局この機材では運航することをあきらめまして、別に新機材を購入したいということも、現在休止いたしておる状況でございます。

以上の経過でございます。今後の対策でございますが、やはりこういう離島航路でございますので、できるだけ、長崎航空株式会社におきましてもっと適切な機材を購入あるいは借りまして、この航路を運営するというように行政指導をいたしたいと考えております。

○中村(重)委員 いまあなたはそういう御答弁をなさったけれども、実際の実情を把握していらっしゃるのですか。そうじゃないんじやありませんか。水上機じゃもうだめだということです。中村長崎航空社長が株主総会でこういうことを言っています。水上空港から陸上空港にならない限り再開の見通しは立たない、水上機を飛ばして同空路を

再開する考えは、機種の安全性、経済性からして全くない、同空路に今後飛行機を飛ばすとすれば、陸上空港にして陸上機を飛ばしたい、このため知事や国に同空港の陸上空港化を強く折衝している、今後も促進につとめる、こう言っている。ですから、もう水上機を飛ばす意思は毛頭ない。いまあなたのお答えがございましたように、初めのグラマングース機がだめだったからというので、ほかの航空会社に交渉したわけですね。チャーターを申し入れたところが、購入してもらわなければ困る、こういって断わられているわけですから、これは私が申し上げるまでもなく、部品もない。ですから陸上空港に変えない限り、これはだめなんです。いまあなたのお答えのようなことでは、これはいつまで待っておいても再開する見通しは立たないと思う。その点どうなんでしょうか。

○町田説明員 ただいまの長崎航空の社長の株主総会の発言は私は実は存じておりません。陸上空港のほうがいいということ、確かにそう考えられるかと思えます。ただ御承知のように、対馬は陸上に空港をつくるのが現段階と申しますか、地質、地勢上非常に困難であるというふうには私どもは考えております。同時に水上空港を建設いたしましたので、そこで水陸両用機を使って対馬線を開始したいというところを考えたときに、これは必ずしも採算に合うことかどうかわかりませんが、先ほど申しましたように、長崎県の十分な援助を得てやっていきたい、こういうことでございまして、そういう趣旨でその空港を許可したわけでございます。したがって、今後水陸両用機でやるかどうかということにつきましては、なお十分検討したいと思っております。購入するなりチャーターするなりという方法が必ずしもないわけではないと考えております。そういう面でも今後ともしばらく指導いたしたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 それはチャーターするなり購入するなりする道がないじゃないとおっしゃるけれども、八月二十二日からこのままほったらかしじゃありませんか。そういうことでは、いつまでたつても再開の見通しは立ちませんよ。あなたの方では幾らお出しになったのですか。

○町田説明員 空港の建設の費用としては約五千万円でございます。

○中村(重)委員 国から二千万円お出しになった。それから用地は地元側が提供している。それに関連をいたしまして地元負担というものも相当大きいわけですね。ところがいまあなたのお答えは、長崎県と十分話し合いをしてやったというので、長崎県は、初め陸上空港をつくるつもりですが、運輸省航空局が水上空港をつくらうというので、指導してきたので、こう言っている。しかし、県のほうでは、水陸両用ということでは無理だということも初めからわかっておった。しかしあなたのお答えは、これがいいということでもやらない。結果はいまのように、どうにもならなくなつた。ところが、いまあなたは可能性がないじゃないかと言っている。肝心の会社がこれじゃだめなんだからと言っている。飛ばしてみると赤字が出る。一回で一万円くらい赤字が出るというので、ね。毛頭やる気がない。株主総会でこれはあいつをつけている。これは新聞にも載って、私は切り抜いていますから、だからそういうことを十分わかっていなから、それはないじゃないかということ、いつまで待っておてもしょうがないかと思つて、いまままで待っておてもしょうがないかと思つて、何とかしなければならぬ。これは離島振興という立場からお考えになった。県も考えたのでありましようし、あなたもその必要を認めて指導もなさつたのでありましようし、また約二千万から二千五百万の支出をされたと思つて、それから、これがそのまま先に金になつたとして、うかがないじゃありませんか。これは離島の貧弱な町村が用地を提供したり、離島民の血税を使っている。いろいろ支出をしておるわけですから、これではどうにもならぬと思つて、何とかしなければ、いまあなたがお答えのようなことでは問題は解決

しないと思つてますよ。どうしますか。

○町田説明員 ただいまの先生の御発言のような点も十分考慮いたしまして、今後の空港の運営状況あるいは建設の可能性、それから会社の運営の意向等を十分聞きまして、地元の意向を聞きまして検討したいと思つております。

○中村(重)委員 地元はどのくらい出しておられますか。あなたのほうで調べになっておわかりでしょうか。

○町田説明員 離島空港でございますので、基本施設と付帯施設は国が負担いたしまして、陸上土地の部分とそれから管理事務所の部分につきましては県の負担となっております。その金額は、ただいまちよつと……。

○中村(重)委員 私が調べたところによると、ターミナルビルをつくっているのです。それに七百七十万円を出資しておる。その他の支出も相当あるようです。それから用地を提供しておる。だからして、ほんとうに貧弱な町村としては物心両面に受けた打撃は大きいと思つて、離島振興という立場からあなたの方でも指導なさつたのでしよう。だから、これは水陸両用という形ではだめだという結論が出たならば、早急に陸上空港をつくるように指導もなさる必要もありません。財政的な関係についても何とか措置しなければならぬのじゃないかと思つて、長官、いまお聞きのとおりですが、離島振興という立場から、これはどうにもならぬ状態ですよ。このままでは、せつかく国が二千万から二千五百万円の貴重な財源をさいたわけですね。地元も、いま数字として出ておるだけでも七百七十万円を支出して、それから用地を提供して、おる。ところが二十往復、百三十人の旅客を運んで、ほつたらかして、航空会社はやる気はない。飛ばしてみたら、一回一万円赤字が出るんだそうです。だから毛頭やる意思はないわけですね。お手上げという状態です。地方自治体でもたいへん問題になっております。こういう点に對し

たいへん問題になっております。こういう点に對し

たいへん問題になっております。こういう点に對し

たいへん問題になっております。こういう点に對し

てあなたも、これは運輸省の関係でありましようが、離島振興というところで出発したわけです。まわりに飛行場がないところはないのです。ですからあの非常な不便なところに空港がないというところは、やはり島民としても忍び得なかったのだらうと思えます。これは何とかしなければならぬと思いますが、その点どうお考えになりますか。

○高橋(衛)國務大臣 御承知のとおり、離島関係の経費は、昭和四十年、九十四億圓に近く、相当大幅に三十九年度よりも増額した次第でございます。しこうしてその中で、離島関係の方々のいろいろ御要望をすつと取りまててみますと、一番要請の強いものが、本土との交通、通信関係を何とか円滑にしたいという要望がやはり第一位にあるように私どもも伺っております次第でございます。ただ、問題は、具体的に對馬の空港をどうするか、また、對馬の航路をどうするかという問題になりますと、これはどの程度国で助成すればそれが成り立ち得るのか、主管者たる運輸省においてそれぞれ御検討なさっておられることと存じますので、十分に運輸省のほうの御見解も伺いながら、われわれとしても検討を進めていくようにいたしたい。大きな方向としては、何とかしてあいつた離島におる方々が本土との間の交通について、常に不便なく迅速に通信並びに空路等によって連絡がなされるようにしていくということが必要であるという点は、十分に経済性ともならみ合わせながら、最も有効な助成のしかた、または重点的な配分のしかたはいかにあるべきかということ全体を立場から、総合調整の観点からも考えながら配慮をいたしておる次第でございます。

○中村(重)委員 長官はこのことを御存じないのですから、そういう御答弁にならざるを得ないと思ふのです。これは現実には貴重な国費を二千万から二千五百万出しているのです。島民はまた一千万近い金を出しているのです。それがむだになつていくのです。しかしこれは離島振興という観点から、当然経済企画庁としても関心をお持ち

になつておることであらうと私は思うし、その結果は御存じになつておるのではないかと思つたからいまお尋ねしているのですが、しかしこれはまたあとでお尋ねいたします。

町田さん、先ほど陸上空港の問題については非常な困難があるのだとおっしゃつたと思うのですが、あそこは二百メートルから三百メートルの山が多いのです。だからこれは水上空港でなければだめだということでは指導をなさつたと思うのです。それはわかりません。しかし何と云つても水陸両用で旅客機として飛ばしているというのは最近ではあまりない、世界にもあまり例はないんです。だから中古の飛行機を購入する、だから故障が起つてくるということになつたと思つたのではないわけですか。二百メートル、三百メートルの山を切りくずせばできるわけですから、自衛隊だつてそういう計画が実はあるわけですか。だからこのことについても十分検討をなさつたでしょうから、どの程度の予算が必要になるのか、また技術的にどの程度の検討をなさつたか、答へとしてどう出ておりますか、その点をひとつお聞かせ願いたい。

○町田説明員 先生のおっしゃつたとおりでございます。對馬はリアス式の海岸と申しますか、非常に岩が多くございまして、そういうものを切りくずして平坦な土地にいたしました飛行場をつくるという検討ももちろんいたしましたことはございます。しかし実は一般的にローカル空港の——空港予算と申しますものは大体二億ないし三億ぐらいの予算で実施しておりますので、こういうより一般的な標準から申しますと、予算的にも非常に困難であるし、それから飛行機の離着陸の点から申しましても、適切な空港ではないというふうに一応判断いたしました。県とも十分相談いたしました。水上飛行場ということにしたわけであり

たの御答弁にもかかわらず暗いのです。だから陸上空港を建設する以外にはないわけですか。もうそこにきていますので。だから水陸両用機を飛ばして水上空港をつくる前に、県も陸上空港が必要であるというところは考へておつたのだから、それなりに検討をなさつたはずなんです。むずかしさはあるけれども、どの程度費用を投じたならば陸上空港ができるというような検討も一応されて、落ちついたところが水上空港になつておるはずですか。だからその点に對して検討されたことを聞いておるわけですか。だからこれからはどうするかということになるわけですか。その点どうなんですか。

○町田説明員 先ほど申しましたように水陸両用機で運営するということにつきまして、私どもといたしましてはグラマングース以外に、日本の国内におきましても大阪一白浜とかあるいは大阪一新居浜というところ、国内航空がグラマンマラードという飛行機を使ってやっております。これも必ずしも採算が十分に合うということではないけれども採算が十分合つたというものをチャーターするという方法もないわけではございませんので、そういう点で、会社としてのもっと十分検討いたしてもらつて、そうしていまの水上飛行場を使いまして今後運営するという方向で検討してもらつたというふうに一応考へておるわけでございます。しかし、検討いたしましたも、やはりどうしても水上飛行場では運営上困難であるという結論が出た場合には、おっしゃいますように別途の方法を考えざるを得ないというふうに考へております。

○中村(重)委員 私は検討の結果を聞いていますのですが、約六億の投資が必要である、こういうことと、これはたいへんなんで、離島振興として常識的に考へると、三億がせいぜいじゃありませんかね。そうなつてくると、新たな財源を求めなければならぬということになると思つたのです。しかし、こういうことになつて住民にそれだ

けの負担をかけているのですから、離島振興の面からも二、三億というふうなことで、それ以上はどうにもならぬということであつてはならぬと思ふのです。だから計画がござんてあつたということ、水上空港がだめであつても、陸上空港をつくる場合に五億、六億というふうな多額の費用を要するから、これはいかんともいたしかたがないのだということではどうしておくれにはいかぬと思つたのです。だからいまあなたからお答へがございまして、水上空港が全然可能性がないわけではないとおっしゃるのならば、それなりにひとつ積極的に取り組んでいただきたい。そうしてそれがどうしてもだめだといふときは、陸上空港というところで万難を排して実現を期していただきたい、こう思います。

それから、私が調査したところによりますと、陸上空港建設候補地である雑知地区の氣象観測を對馬測候所とともに建設することにしたということが伝えられておりますが、このことはお聞きになつておられますか。

○町田説明員 ただいままで私は伺つておりません。

○中村(重)委員 それからヘリコプターの計画を進めておるんじゃないやありませんか。ヘリポートをつくつて何とかしなければならぬというので、これまたいろいろと研究しておるんじゃないやありませんか。

○町田説明員 県側として検討しておるか存じませんが、私も私どもとしては、いまのところ検討しておりません。

○中村(重)委員 これは海運局の関係になるかもしれませんが、ホーバークラフトの就航計画というふうなものも、この水上空港がだめだ、このほうに切りかえたらどうだろうかということの検討もしておるのじゃないやありませんか。

○若狭政府委員 具体的に隠岐、對馬に對してホーバークラフトを就航させるといふ計画が進んでおるといふことは聞いておりませんが、長崎県としては、すでにその援助によりまして県

内にホーククラフトを就航させるという具体的な計画が進んでおるのは承知いたしております。隠岐、対馬については聞いておりません。

○中村(重)委員 長崎県については、名目だけ十萬円の予算を計上しておるようですが、ですからいろいろとやっているとありますが、十萬円というばかりにしようという額ですが、県が十萬円の予算を計上したというのは、水上空港がだめになったというのが島民はものすごく憤慨なんです。どうにもならぬというので、先ほど申し上げましたようにヘリポートの問題についてもいろいろやったんでしよう。それからいまのような計画も何とかしなければならぬというので、調査費を申しわけ的に計上した、こういうことだと思っております。しかし、このことをいろいろと申し上げても、先ほど町田さんのお答えの線でこれを積極的に推し進めていただくということ以外ないんじゃないか。離島振興という立場から、離島住民の非常な期待があった、その期待にはぜひこたえなければならぬ、こういうことで取り組んでもらいたいと思っております。

次に志岐の空港の問題も、これはたいへんなことになったわけですが、この爆発の問題については運輸委員会を取り上げられたと思っております。このことには触れませんが、これまた設計のずさんということがいろいろ結果になったんじゃないかと思っております。いろいろお尋ねしたい点もありませんが、まあ時間の関係上私から申し上げませんが、滑走路の設計にあたって十分な測量がなされていなかったということではないかと思う。これは地方議会でも問題になりました、県当局が答えておる。私、議事録をちょっと読んだのですが、飛行場の用地に民家がある。その民家があったので山が見えなかったから、まあ、あいつたずさんな設計になったのだと言う、これはでたらめなことだと思っておりますが、この点は、あなたのほうではどのような調査結果になっておりますか。

○町田説明員 飛行場の用地に民家があったから見えなかったというふうには私は聞いておりませ

んですが、障害物が進入正面に一部かかっておりました。その障害物を除去することが非常に困難であるということから、一部設計を変更して、障害物が進入正面にかからないような方向で設計変更をして実施するというふうにいたしましたということに承知いたしております。

○中村(重)委員 これは県費千三百万、まあ県費といつても国庫支出になっておるのだと思っておりますが、これはむだになっておるわけですね。設計変更をするということになってくると滑走路の向きを変えなければいけない。そうするといままで投じたと変わらぬ程度の費用を必要とするのではないかと思っておりますが、この点はどういうことになりますか。

○町田説明員 設計を変更することによりまして必要としたします金額は約千三百万円であるというふう聞いております。

○中村(重)委員 この千三百万円の金は大体どこから出るのですか。

○町田説明員 その金額につきましては、県において支出するということになっております。

○中村(重)委員 この対馬の場合でもしかり、志岐の場合でもそうですね。対馬の場合は、あなたの御答弁だと、国庫から二千万円、私の調査によると二千五百万円となつていますが、それはまあどちらでもよろしいです。志岐の場合でも千三百万円程度の金が出ています。ところが、技術者といつても、県には滑走路の測量とか、そういう設計面の技術者というのは、なかなか適当な人がいないんじゃないか。また国もそれだけの貴重な財政支出をされるといふからには、申請をしてきた図面なり、その他いろいろな申請内容に対して慎重な検討が私にはなされるべきだと思つておる。ところが、結果においてはこういうことになってきた。だからしてそれを国から出す、県から出す、そのいずれにいたしましてもこれは貴重なそれらの財源がむだになった、こういうことになってくると問題なんです。それは県の責任だ、国の責任だ、お互いにその責任を、何というのですか、相

手に押しつけるといったような簡単な問題じゃないと私は思う。もう少し慎重な検討というものがなされるべきだ。こういう結果になったということに対しては、私は国も重大な責任がある、このように考える。いまさらこういうことで責任のなすり合いをやつて、そしてせつかく島民が期待をしておる飛行機を飛ばさない、こういうことであつてはならぬじゃないか。県の技術陣が全くずさんであったのだ、おそらく、県議会が答弁をしておるのだから、家があつて向こうの山が見えなかつたんだ、だから山に突き当たるようなことになつたんだ、こういうようなことでございましょうが、そんな簡単なこととして私どもはこれを見のがすわけにはいかぬのです。申請があつた場合、国はどういう検討をしておられるのですか。

○町田説明員 手続をいたしましては、県が測量いたしました、測量に基づきまして図面を書きまして、そしてその図面をもつて申請してくるわけでございます。航空局をいたしましては、その図面に従いまして検討いたしました、障害物その他がないと判断して許可するわけでございます。したがって、ただいま御指摘がありましたように、進入正面の一部に実は障害物があったというところがわかりましたことは、申請書に基づきまして審査したわけでございますけれども、もつと十分に検討すべきだったというふうにお考えしております。

○中村(重)委員 率直にお認めになりましたから追及いたしません、とにかく山に突き当たつて飛行機が飛ばないのです。ですから、その申請書が出た場合に、当然あなたのほうでも、机上調査、書類調査であるといつたしましても、そのことはおわかりになるはずなんです。ところが、これはよろしいというので認可をされた。そして貴重な国費を支出された。ところが、だめだ、この責任は県だから、県がその設計変更に対する費用を負担しなさい、そのこと自体私は問題があると思つておる。それと、先ほど申し上げましたよう

に、どこから支出するにしても、この貴重な財源をむだにしておる。こういうことは問題である、このように考える。ましてや地元に対しましても相当な負担をさせておる。まあ今度は、設計変更について離島の住民に対しましては負担させないとしても、しかし、それにいたしましたも、精神的、物質的に受けた打撃というものはこれまた大きいと思つておる。この点に対しては十分慎重な取り組みをしていただかなければなりません。もう、いまお答えの点も、これは県が負担するのだということだけで事を済ますのではなくて、県も十分責任を感じて、実情に即する措置をしてもらわなければならぬと私は思うのです。その点に對してのお答えを、もう一度伺つておきます。

○町田説明員 ただいまお話しありがとうございました。その件につきましては、県をいたしましては、あるいは国をいたしまして、若干十分な調査ができていなかったという点があると思つたので、今後こういうことがないように十分気を付けたいと思つておる。

それから志岐の空港につきましては、この設計変更によりまして、一日も早く空港が完成するよう努力いたしたいと思つておる。

○中村(重)委員 その千三百万円の設計変更に対する費用については、もう県との間に話がついておるのですか。そして、その設計変更はいつから着工し、そして飛行機はいつから飛ぶと、もう具体的に話がついておるのですか。

○町田説明員 具体的に話がつきまして、着工いたしております。

○中村(重)委員 じゃ、それはけっこうでございます。それでは今度は長官にお尋ねいたします。離島振興に対して、これは長崎県といったような問題じゃなくて、離島全般の問題に対してお尋ねをするのであります。御承知のとおり、議員立法で離島法というの比較的法律で、あなたのほうの努力もこれはあつておる。そういうことになつておると思つておる。よく働いておる法律だと思

うのです。ところが、予算の一括計上なんという  
ようなことで、妙味を發揮しておるもの、実際  
は漁港にいたしても、あるいは道路にいたし  
ましても、それなりに建設省がやり、あるいは運  
輸省がやり、あるいは農林省がやり、こういう形  
なんです。それはまあやむを得ないと思ひます。  
思ひますけれども、あなたのほうで一括予算の計  
上をやった。そしてその事業がどういう形で推  
進をされておるかということに対しては、どうもあ  
なたのほうでは十分これが把握できないという面  
もあるのではないかと。だから、せつかくこの法律  
が他の法律と比較をしてうまく働いておるとい  
うことになるならば、さらに問題点というものを整  
理をして、そして離島の振興というものを寄与す  
るということではなければならぬと思ひます。  
ありまして、そういうことに対して、いままでの  
離島振興という面から問題点も多々あるのではな  
いかと思ひますが、それらの点に対してのお考え  
方をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○高橋(衛)國務大臣 たいま御指摘のとおり、  
離島振興の予算は経済企画庁において所管いたし  
ておりまして、そして実施については各府県に移  
管をして、移しかえをいたしまして実施してま  
らっております。しこうして、昭和  
二十八年にございましてから今日まで、ずいぶん予  
算の金額もふえてまいりましたし、私も、なる  
ほどその間それがほんとうに将来計画として妥  
当であったかどうかという点につきまして、  
たいま御指摘のような点もあつたであろうと存  
じますけれども、とにかく離島の振興というこ  
とについては非常に大きな効果をあげてきたもの  
、こう見ておるわけでございます。しこうしてこれ  
が実施にあたりましては、経済企画庁に離島振興  
課という一課を設けて、この課に各関係の府県か  
らそれぞれ係官のおいでを願つて、そして総合  
的な見地からやつていきたい、こういうふうにか  
考へておるわけですが、何よりも大切なことは、  
やはり地元でもって振興計画と申しますか、総合  
的な開発計画をぜひお立て願つて、そしてそのう

ちの緊急性のあるもの、重点的なものから漸次着  
手していく、こういう方向でいきたい。何と申し  
ましても離島の数が全国で非常に多い。その多い  
ものに対して、わずかなスタッフで全部詳細にこ  
れが措置をするというのでは、能率的でもござい  
ませんし、また可能なことでもございせん。し  
たが、何よりも必要なことは、地元において  
理想的な、また住民の希望に合ったようなりつ  
ばな総合開発計画を立てていただく、その面から重  
点的に可能なものをずつと調整をいたしまして、  
採用していく、こういう方向でいきたい、かよう  
に考へておるような次第でございます。

○中村(重)委員 総合計画ということになってく  
ると、経済計画というふうなものも当然含まれて  
くることだと私は思ふんですが、確かに私はそのこ  
とが必要であると思ひます。ところが、いまのと  
ころ離島振興というところになってくると、その必  
要と考へられておる総合計画というものが、なか  
なかうまく計画の中に取り入れられていないので  
すね。道路にいたしても、あるいは港湾に  
いたしても、高率補助ということになっていま  
すから、比較的に伸張している。ところが、地方  
自治体の財政的な問題も私はあると思ひますが、  
この離島振興法によつて高率補助がなされたとい  
う場合、地方自治体はそれにプラスする形で、高  
率補助がないというふうなこともあって、それだ  
けの金を離島に投じていくということではなけれ  
ばならぬと思ふ。ところが、高率補助があるからと  
いって、地方自治体が離島に対しては特別の事業  
計画を立てる、財政的な措置をするという形に  
なっていないのです。これは離島振興という  
ような点からいって問題が私にあると思ふ。こ  
の点に対しては特段の行政指導をなさる必要があ  
りましようし、また財政面に対しても十分  
とつ手当てがされるように、あなたのほうも大蔵  
省その他と十分連携をとつて積極的な取り組みを  
してもらわなければならぬ、こう私は思ひます。  
本年度の予算にいたしても、お答えのとおり  
相当増額はされた、ところが離島振興という全体

から見るならば、まだまだという感があるわけ  
あります。さらに一そう努力してもらわなければ  
ならないわけでありまして、ところが道路をつ  
くる、港湾をつくるということになりましても、経  
済計画というものがそれに伴つてこなければ、な  
かなか離島振興の万全を期することにはならぬと  
思ふのです。そうなつてくると、具体的に経済計  
画としてはどういふことを考へになつておるの  
か、どういふ形で進めていこうとお考へになつて  
おるか、振興計画というものがあつていふこと  
ですけれども、これも五カ年計画でありますか、  
振興計画はつくつておるが、実際にはどうもこれ  
がただ計画をつくつたというだけで、あまりこの  
点に対して積極的な取り組みというものがあつた  
うには私は感じられない。だからこの離島振興計  
画に基づいて具体的な計画を進めるといふ準備が  
できておるとするならば、その点をひとつ明らか  
にしたいと思ひます。

○高橋(衛)國務大臣 たいまお話のありました  
とおり、離島振興の目的はどこまでも固として、  
府県並びに地元の市町村がおやりになることにつ  
いて格別の助成をしていきたいという趣旨でござ  
いまして、望ましいこととは、府県もまたこの国の計画に  
応じて、そこに重点を置いて離島の振興に力を  
尽くしていただく、いわんや国が離島に対して補  
助をするんだから、そこは多少手を抜いてもいい、  
そういうふうな考へ方であつては絶対いけない、  
そういう考へ方のもとに府県に対しては絶対御注  
意を申し上げておるような次第でございます。し  
こうして、たいま御指摘のありましたような点も考  
へまして、これは地元だけの能力、スタッフではな  
かなか将来の総合開発計画、ことに経済計画を  
伴つたところの総合開発計画の樹立というものは  
むずかしい、そういうことも考へまして、やはり  
府県が相当力を入れてそういうふうな総合開発計  
画をつくつていただきたい。そうしてそういうよ  
うなビジョンづくりと申しますか、将来に対する  
計画をお立てになる場合におきましては、日本の

各離島についてのいろいろなデータは経済企画  
庁で持つておる次第でございますし、いろいろな例  
も承知いたしておるような次第でございます。の  
で、御相談のありました場合には御指導申し上げ  
る、こういうふうな考へ方で相当積極的に働いて  
おるつもりでございます。

○中村(重)委員 具体的な問題になりますと局長  
さんからお答えを願つてもけっこうであります  
が、私がいま申しましたように、普通の補助の場  
合より離島振興法による高率補助ということにな  
りますと、それだけ地元負担というものは少なく  
なるわけですね。だからその分だけさらにプラス  
して事業を遂行していくということではなけれ  
ばならぬと思ふのです。ところが、高率補助になつた  
からというのでそれだけ県費が少なくなる、だか  
らその金は離島に投じないで、それは一般財源に  
使うわけでございますが、ともかく私はその点に  
対しては、地方自治体としてもそれにプラスして  
離島振興をさらに積極的に推し進めていく、こ  
ういう取り組みでなければならぬ。しかし、そう  
いう考へ方は私はあると思ふのです、地方自治体  
としても。あるんだらうけれども、まあ財源がな  
い、財政的に非常に苦しいというところから、ど  
うしてもそういう取り組むというものが行なわ  
れてないというふうに思つておるから、そうい  
う点に対しては特段のひとつ行政指導をしてい  
たきたい、財政的な措置もさらに進めていただ  
きたい、こういうふうにしていただきたいと思ひ  
ます。

そこで、いま私がお尋ねしたことに対しては具  
体的なお答えがなかつたわけですが、しかし時間  
の関係もありますから、私のほうからお尋ねを  
いたしますが、この離島振興計画に文教、厚生、観  
光、離島航路、こういうものを含めて、そして私  
は、この総合計画というものをさらに積極的に推  
し進めていく必要があるのではないかと、こう思  
ひますが、その点に対してはどうでございます  
か。

○高橋(衛)國務大臣 前段の御指摘の点につきま

しては、もしも離島振興について、国が助成をするからそれだけ県が手抜きをするというようなことがあるとすれば、これは離島振興の法律の趣旨に反するわけでございます。どこまでも離島のために助成をするのであって、県に対する助成ではございません。もしもそういう事実がありましたらぜひお教え願いたい。われわれはそういうことがないということを信じておるわけでございませぬ。もちろん、その点は監督も十分にしていきたい、かように考えております。

それから、いま一つの点、つまり佐藤内閣の主張しておりますいわゆる社会開発の面が、離島振興の方面に相当抜けておられないかという御指摘でございますが、日本全体のいままでの経済政策のあり方から見て、沿革的に申し上げますならば、まず職業を与える、そして生産を、経済の成長を促進する、そういう形です。戦後の、復興から発展へという過程において、そういうふうな経過をすることは、政治のあり方としてやむを得なかつた点であらうかと存じます。しかしながら、佐藤内閣としては、社会開発ということ、この際経済の成長と調和のとれた社会開発を進めるのだということ、これを申し上げ、そして、昭和四十年度の予算にもそういうことを組み入れてまいっておるような次第でございます。

しこうして、離島についても、これに関係したいろいろな問題としてあえて申し上げますならば、電気の導入であるとかまたは水道の助成であるとかというものはこれに関連したお答えになるかと存じますけれども、社会開発全般としての総合的な計画という段になりますと、その点は、一般の、つまり離島以外の地域に対する場合と同じように、必ずしも総合的な計画ができておつたとはいへないかと存じます。したがって、今後はそういう点にも留意をしながら、また関係の各省とも連絡をし、協議をしながら計画を進めていきたい、かように存じます。

○中村(重)委員 私、時間の関係がありますから端的にお尋ねしていますから、あなたのほうも

端にお答えください。離振法の中に、文教、厚生、離島航路、観光、そういうものを含めていつたらどうか、そうならなければ総合計画というものが立たない。そうなつてくると、予算の一括計画上という形になるわけですよ。それがやはり総合計画のほんとうの裏づけになると思う。そこに強力な離島振興の推進ということが行なわれてくるのではないか、こう言っているのですから、その点をひとつお考え方をお聞かせ願えればけっこうです。

○高橋(衛)國務大臣 総合計画としてはそのような部分を全部入れておるのでございますが、ただ、予算を一括計上する場合に、そういうふうな経費を離島振興費として一括したほうがいいかどうかという問題は、たとえば文部省とかその他の各省との関連の問題で、なお今後検討してまいりたい、かように考えます。

○中村(重)委員 ほかのところに関係があるとなれば、道路をつくるのに建設省、旅行するのにも農林省、運輸省と、これはばらばらですよ。だから私は、それもそうでなくて、離振法の中にこれを入れておられるの——離島振興をはかるために必要であるというお考え方によってそうしておられる、佐藤内閣が社会開発ということを積極的に進めていこうとするならば、この離振法というものをさらに強めていく必要がある。いわゆる総合計画というものを強力に推し進めていくということについては、法律そのものを強化していくということに私は意味があると思ふ。そういうことでお尋ねをしておるのであります。しかし、あなたのほうでは、いろいろと各省と話し合いをしたいというの、そういうことも含めてのお答えであるかと理解をいたします。委員長から、きょうの午後の関係で早くやれと言われおられますが、そういうことについて十分検討されて、その必要があるとするならば積極的にこれを進めていくということにしたいと思います。

それと、建設計画とあわせて経済計画を進めていくという場合、その裏づけとなるものは流通機構の問題もあるわけですよ。金融の問題というのは重要な要件になつてくる。ところが、あなたは実際の実情をどの程度把握しておられるか知りませんが、離島には金融機関というものが非常に少ないのですよ。ましてや国の政府関係の金融機関というものは、離島全体はわかりませんが、長崎県だけの例をとってお話ししますと、皆無です。四五%の面積の離島を持つ長崎県が、老成におきまして、対馬、五島におきまして、政府金融機関の出張所一つないという事実、あるいは民間の金融機関におきまして、対馬等におきましては一行しかありません。ところが、こういう事実をおそらく経済企画庁は御存じではないだらうと私は思う。離島振興を総合的に進めていくという場合に、この金融の問題というものがいかに大切であるかということも議論の余地はないと思う。こういう点が抜けているんですよ。だから、私は先ほどから声を高くしてその点を強調しておるわけなんです、総合計画というもののほんとうの裏づけというものを、その点のようにお考えになりますか。

○高橋(衛)國務大臣 自由主義経済のもとにおきましては、政府の受け持つ役割は、離島等においては、どうしても一般的な場合よりはウエートを増さざるを得ないのは当然でございますけれども、しかし、これはどこまでも地域住民の自発的なお考え方によってその経済をどんどん発展させていく、その助成をするのが政府の仕事でございます。そういう趣旨から、たとえば中小企業関係の政府関係機関、金融機関、または農林漁業関係の政府関係機関、金融機関というふうなものについて、ただいまのお話ですと、対馬のどこにもないというお話でございますが、そういう点は、それれれ相当距離もあることでございますから、何らかの便宜が十分にはかかれて、そういうふうな、支店がないということがその恩典に浴し得ないというふうなことがないような措置を講ずることとが、私どもとしてはぜひとも必要であり、相当まとまった地域であれば、そこにそういうふうな

機関を設けるといふ必要もあらうかと存じます。これはいづれも、それぞれ他の所管省でお考えになることでございますが、われわれ離島振興の総合計画の立場から、そういうふうな点の必要性を今後十分検討いたしましたして、十分に注意を喚起し、またはそういうふうな施策を徹底するような方向で努力すべきであらうかと、かように考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 長い答弁の中には、私が指摘した点を肯定するような答弁もありましたが、大臣、どうもあなたのかまえてというの、は弱いですね。もう議論の余地はないじゃありませんか。離島に対して、長崎県の場合でも四五%の離島、それにどの程度の住民がおるかということに對しましては、おおよそおわかりになるだらうと思う。そこへ政府金融機関一つないということはどうもおかしいというふうな、あなたもお考えになるんじゃないやありませんか。離島振興という立場から、あなたのほうから積極的に働きかけをやって、政府機関の出張所をつくらせる、こういうふうな積極的な取り組みをなさつて、初めて離島振興の全きを期することになると思う。だから、いまあなたが、確かにそうだ、さらに努力をするという御答弁をなさつたところで、いまそれだけ答弁したからといって、何もあつたらさつそくその準備に入れと私は言うのじゃない。あなたのかまえてを聞いておるのである。あなたは担当相なんだから、経済企画庁の担当大臣でいらつしやるから、ともかくあなたに対する離島住民の期待が大いにおつたから、それに対してはもっと積極的な取り組みをしてもらいたい、こういうことなんです。それから、医療機関でもそうなんです。離島にはほとんどお医者さんが行かない。待遇が悪いしその他の条件が悪いから、私が知っているだけでも、長崎県の国立対馬病院というところには入院患者が八十八人、外来患者が百人、ここに院長さんが一人です。三名の定員ですが、二名欠員で、院長さん一人で八十名の入院患者、百名の外来を扱う。おおよそこれ一つお考えになりました、離島の

機構を設けるといふ必要もあらうかと存じます。これはいづれも、それぞれ他の所管省でお考えになることでございますが、われわれ離島振興の総合計画の立場から、そういうふうな点の必要性を今後十分検討いたしましたして、十分に注意を喚起し、またはそういうふうな施策を徹底するような方向で努力すべきであらうかと、かように考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 長い答弁の中には、私が指摘した点を肯定するような答弁もありましたが、大臣、どうもあなたのかまえてというの、は弱いですね。もう議論の余地はないじゃありませんか。離島に対して、長崎県の場合でも四五%の離島、それにどの程度の住民がおるかということに對しましては、おおよそおわかりになるだらうと思う。そこへ政府金融機関一つないということはどうもおかしいというふうな、あなたもお考えになるんじゃないやありませんか。離島振興という立場から、あなたのほうから積極的に働きかけをやって、政府機関の出張所をつくらせる、こういうふうな積極的な取り組みをなさつて、初めて離島振興の全きを期することになると思う。だから、いまあなたが、確かにそうだ、さらに努力をするという御答弁をなさつたところで、いまそれだけ答弁したからといって、何もあつたらさつそくその準備に入れと私は言うのじゃない。あなたのかまえてを聞いておるのである。あなたは担当相なんだから、経済企画庁の担当大臣でいらつしやるから、ともかくあなたに対する離島住民の期待が大いにおつたから、それに対してはもっと積極的な取り組みをしてもらいたい、こういうことなんです。それから、医療機関でもそうなんです。離島にはほとんどお医者さんが行かない。待遇が悪いしその他の条件が悪いから、私が知っているだけでも、長崎県の国立対馬病院というところには入院患者が八十八人、外来患者が百人、ここに院長さんが一人です。三名の定員ですが、二名欠員で、院長さん一人で八十名の入院患者、百名の外来を扱う。おおよそこれ一つお考えになりました、離島の

医療機関というものがいかに貧弱なものであるかはおわかりにならうし、たいへんな社会問題であり、人道問題であると思うわけです。こういう点に対しては、あなたの方では、いま離振法の中においてはそういう文教関係とか厚生関係というものは入ってきいていないのだ、これは他の省が考えることだと言ってしまうと先ほど申し上げた、あなたもお答えがあまりました離振法計画に基づいてこれから先総合計画を積極的に進めていくという事は、あなたの方ではお出しになつたこの計画の中にあるわけだから、当然あなたはこれに対する関心を持って取り組んでいくのでなければならぬと思う。そういう点に対するお考えを聞かしてもらいたい。

○高橋(衛)國務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、経済企画庁が離振法をもってその振興をはかっている次第でございますが、わずかなスタッフをもって全部責任を負うというふうな姿では全体の離振法はできないものではございません。むしろ各省のそれぞれの所管の部局に対してその必要性を強調して各省庁全部を立ち上げさせるという方向に動くことによつて初めて目的を達成し得るのではないであらうか、かように考えます。したがって私もいたしましては、権限にはずれたようなことをいたしました各省の感情を害し、かえつてその目的を達成できないようなことがあつてはならない。むしろ何としまして各省の協力を得るような方向で、離振法についてもビジョンをつくり、その方向に協力を求めていく、こういうあり方が経済企画庁としてあるべき姿ではなからうか、こういう考え方のもとに、非常な熱意を持ってこれに当たつていられることを申し上げておきます。

○中村(重)委員 まあおっしゃることはわかりますよ。あなたのほうだけがやろうといつたてでできるわけじゃない。離振法の中に入つていられる道路にしても漁港にしても、それなりに、それだけの省でやらしているのだから、それはお答えがなくて

てもわかつています。しかしあなたのほうでは離振法計画というものを立ててこれから進めようとしておられるのだから、いま私が申し上げたようなこと等にも十分関心を持って、そして各省との連携を密にし、さらに強力にこれを推進していただく、こういうことを私は申し上げておるわけですが、先ほどから私のお尋ねに對するあなたの答えがどうも他人ごとのようなお答えであるのだから、私はあなたにこの点について激励をしようから、ひとつが、ばつてもらわなければならぬと思つて、申し上げたように離振法の中には十分これらのものも加えていくということが必要であると思つてお尋ねをいたします。

最後に、離振法の問題についてお尋ねをするわけですが、離振法の原則論を言つてもしようがありません。しかし一歩一歩とそれに近づいていなければならぬと思つて、いまはこの離振法が独占企業の中に設置されている、ところがこれに對するところの補助というのは、これが会社主義になつていて、会社が赤字にならなければ離振法の補助は出されたいといふのです。離島の住民は航路主義にしてもらいたいと言つておられるのです。それでなければ離島住民の福祉にはつながらない、こういうので離島住民は何ともしても、もっと運賃を下げたい、さらに独占企業にこれをまかせないで、陸の国道であり、あるいは県道であるという扱いをしてもらいたい、こういうようなことが熾烈な離島住民の願ひになつておられるわけですが、この点に對していろいろと運輸省のほうでも検討を加えておるようでありますが、この点に對してのお考えをひとつ聞かしていただきたいと思います。

○高橋(衛)國務大臣 運輸省のほうとも十分連携いたしましたして、御趣旨の方向に沿うように今後も努力を続けていきたい、かように存じております。

○若狭政府委員 離島航路につきましては、いま

先生の御指摘のとおり状態でございますが、現在離島航路整備法によりまして、航路経営上の赤字に對しては補助を行なつておるわけでございます。しかしその補助も非常に不十分でございます。欠損額の五〇％程度の補助になつておるといふのが実情でございます。日本全国の離島航路の経営に對する赤字補償の合計額は、本年度予算では七千万円程度でございますが、こういうふうなことは、とても十分な赤字補償もできないといふのが現状でございます。ましてや、先生のおっしゃいますように、離島住民の要望に沿うように、たとえ船の質をよくするとか、運航回数を増加するとかいふところまではとても手が回っておりません。私企業経営が大部分で、私企業の採算中心の運営になつておりますので、私企業の採算に合わないようなサービスの改善はできないといふような状態でございます。われわれは根本的に離島航路の経営のあり方を再検討したいといふことを考えておるわけでございます。私企業には私企業の利点と申しますか、能率的な経営といふような面の利点がございますけれども、やはり私企業の限界があります。また、もしこれを公営にすることができると、はたして能率的な経営ができるかどうかといふような問題もござい

ますので、そういうあり方、あるいは国の補助のしかたという点までも含めまして根本的に再検討するといふことで、離島航路の部会というものを海運造船合理化審議会の中に設けまして、企画庁のほうからも応援を得て御相談いたしまして、本年中に今後の対策を検討していきたいと考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 具体的なお答えを願つたのであったのですが、離島航路の部会というのが発足したわけですね。ここでいまあなたのお答えになつたようなことが検討されておるわけですね。大体その結論はいつごろ出来そうですか。

○若狭政府委員 海運造船合理化審議会は、運輸大臣の諮問機関としてあるわけでございますが、実は昨日その合理化審議会の総会が開かれまし

て、その中に離島航路部会を設置することを決定いたしましたわけでございます。離島航路関係の市町村あるいは府県の代表、長崎県知事もお入りになつておりましたが、そういう部会をつくりまして、こゝ二、三カ月の間に今後の基本方針を早急にきめていただきまして結論を出していただくというふうに考えております。

○中村(重)委員 よくわかりました。そういうことで、離島住民の期待は無理のないところですよ。昭和三十年ごろまでは、道路の指定は海も入れておつた。ところがいまは海をはずされてしまつておるといふことですね。だからして、昭和三十年ごろまで海を入れておつたといふことは、それなりに運賃の面なんかに対しての配慮は十分できた。ところがいまはこれが全然だめなんです。ましてや、会社主義といふことになつてくると、会社が赤字が出なければ補助しないわけですから、航路主義でなければ実情に沿つた離島航路の改善はあり得ないと思つて、いまあなたのお答えがございましたように、陸の国道、県道といふようなことを当然生かしていかなければならぬと思つたので、それについてはいまのような私企業形態のあり方、独占形態で運用していくということに對しては、やはり何かチェックしていくということでは、やはり何かは思つておるわけですね。せつかくこの部会におきまして適当な結論が出るのでありましようから、そういう点に對して十分ひとつ積極的な取り組みをしていただきたいと思つておる。何と云つても、離島は物価が非常に高い。生産者にとつてはこれはマイナス運賃ですね、消費者にとつてはプラス運賃、こういうことになる。それだけに非常に苦しいわけですね。非常に条件の悪い立場に追い込まれておられますから、そういう点に對しては十分ひとつ配慮して取り組んでもらいたいと思つておる。

まだいろいろあるわけですが、時間の関係がありますから、本日はこれで終わります。

○内田委員 本日はこの程度はとどめます。

次会は、来たる四月二十七日火曜日午前十時よ

り理事会、十時十五分より委員会を開会すること  
とし、これにて散会いたします。  
午後零時四十一分散会

昭和四十年四月二十八日印刷

昭和四十年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局